

令和2年

第5回臨時会

会議録

(第1号)

令和2年11月16日

令和2年第5回 江差町議会臨時会
(第1号)

◎ 期日及び場所

令和2年11月16日(月) 10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 議案第1号 | 江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第2号 | 江差町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第3号 | 江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第4号 | 令和2年度江差町一般会計補正予算(第12号)について |
| 日程第7 | 議案第5号 | 令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第8 | 議案第6号 | 令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第9 | 議案第7号 | 令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第10 | 議案第8号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第11 | 議案第9号 | 財産の取得について |
| 日程第12 | 議案第10号 | 財産の取得について |

◎ 出席議員（12名）

議		長	打	越	東	亜	夫
副	議	長	萩	原			徹
議		員	薄	木	晴		午
			飯	田	隆		一
			室	井	正		行
			塚	本			眞
			西	海	谷		望
			小	梅	洋		子
			小	野	寺		眞
			小	林	くに		こ
			出	崎	太		郎
			大	門	和		幸

◎ 出席説明者

町		長	照	井	誉	之	介
副	町	長	田	畑			明
教	育	長	太	田			誠
総	務	長	中	川			智
まちづくり	推進	長	尾	山			徹
財	政	長	斉	藤	敏		己
税	務	長	梅	川	年		代
町	民	長	竹	内			強
健	康	長	白	鳥	智		子
産	業	長	出	崎	雄		司
追	分	長	安	田	克		臣
高	齢	長	三	好	泰		彦
あ	ん	長	岸	田	真		由
し	ん	長	岸	田	礼		治
出	納	長	畑		竜		哉
学	校	長	長	尾	恵		一
総	務	主	宮	原			浩
まちづくり	推進	主					
社	会	主					

(欠席) 1名

建	設	水	道	課	長	岸	田	雄	治
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(議会事務局)

局		長	清	水	直	樹
書		記	森		直	彦

※ベルが鳴る

(議長)

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和2年第5回江差町議会臨時会を開会いたします。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、1番、大門議員、11番、萩原議員を指名いたします。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨、議会運営委員会委員長から報告がありました。従いまして、今臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

(議長)

日程第3、議案第1号、江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、及び、日程第4、議案第2号、江差町特別職職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、及び、日程第5、議案第3号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」（提案理由）

ただいま一括上程となりました、議案第1号、江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、及び、議案第2号、江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、並びに、議案第3号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。令和2年、人事院勧告に基づき、関係する3つの条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、議案第1号から第3号までについて、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）

はい。総務課長。

「総務課長」（補足説明）

おはようございます。（「おはようございます」の声）

議案第1号から第3号まで、一括して補足説明をさせていただきます。資料は1頁から4頁までとなっております。

令和2年の人事院勧告におきまして、期末手当の支給率を年間、0.05月分引き下げよう勧告があったことに伴いまして、議会議員、及び特別職、並びに、一般職について、同様の措置とするよう関係する条例の一部を改正するものでございます。

本年度におきましては、この12月の支給月で削減されることとなっております。

なお、来年度、令和3年度におきましては、6月支給月と12月支給月に削減分を振り分けての支給となるものでございます。いずれも、令和2年12月1日からの施行となります。

以上、宜しくお願いいたします。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第1号、江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第2号、江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第3号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第6、議案第4号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第12号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第4号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第12号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、令和2年人事院勧告等に基づく人件費の補正など、8事業にかかる経費の補正を願いますのでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ989万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億

1,556万4千円とするものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

おはようございます。(「おはようございます」の声)

それでは、一般会計補正予算(第12号)につきまして、ご説明申し上げます。

議案書9頁をお開き願います。

最初に、議員報酬等でございます。人事院勧告に伴う補正でございます。期末手当が0.05月引き下げとなったことにより、11万円を減額するものでございます。全額一般財源を減額いたします。

次に、職員人件費等でございます。同じく人事院勧告に伴う期末手当の減額と併せて、人事異動による増減、それから公債掛金の掛け率の変更となったことなどによる補正をおこなうものでございまして、議会費から教育費までで1,839万7千円、減額するものでございます。全額一般財源を減額いたします。

次に、会計年度任用職員人件費等でございます。内容といたしましては、地域おこし協力隊の経費を当初、委託料で計上してございましたが、給料からの支払いに振り替えたことや、それ以外の会計年度任用職員のうちの一部におきまして、フルタイムとパートタイムといった雇用形態を変更したことによる増減、等々による補正でございます。補正額は257万8千円、全額一般財源を充当するものでございます。

次に、国民健康保険費特別会計繰り出しでございます。こちらも同様に特別会計の職員の人事院勧告に伴う期末手当の減額と、共済掛金の変更、等々による補正でございます。一般会計から繰り出し増額する分を一般会計から繰り出しするものでございまして、補正額は12万3千円、全額一般財源を充当いたします。

次に、介護保険特別会計繰り出しでございます。同じく人事院勧告に伴う職員の期末手当の減額と共済掛金の変更、それから会計年度任用職員、そちらが1名増員となったことなどによる補正につきまして、一般会計から繰り出しするもので、補正額は23万2千円、全額一般財源を充当するものでございます。

次に、公共下水道事業特別会計繰り出しでございます。こちらも同様に人事院勧告に伴う職員の期末手当の減額、それから共済掛金の変更による補正でございますが、一般会計からの繰り出しを減額するものでございまして、補正額は3万5千円の減、全額一般財源を減額するものでございます。

人件費関係につきましては、合計で1,348万9千円の減額となり、全額一般財源を減額するものでございます。

次に、産業資金債務弁済についての調停申し立てに伴う代理人選任でございます。資

料は、5頁、6頁となります。産業資金貸付金の返済について、貸付先の法人とその連帯保証人が調停の申し立てをおこなったことから、町顧問弁護士を代理人として選任するため、着手金及び出張日当を委託料として支払うための補正をお願いするものでございます。補正額は48万円、全額一般財源でございます。

次に、中学校教師用指導書整備でございます。中学校の学習指導要領が改定され、来年度から全面実施されることに伴い、それに対応した教師用指導書を購入するもので、補正額は311万7千円、全額一般財源でございます。

補正額合計といたしましては、989万2千円の減額となり全額一般財源を減額するものでございます。

説明は以上となりますので、宜しく願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第4号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第12号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第7、議案5号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」（提案理由）

議案第5号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算第2号についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、令和2年人事院勧告等に基づく期末手当の減額や共済費の調整など、人件費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ12万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,516万5千円とするものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）

はい。健康推進課長。

「健康推進課長」（補足説明）

おはようございます。（「おはようございます」の声）

議案第5号、国民健康保険費特別会計補正予算について、ご説明いたします。

議案書27頁をお開き下さい。特別会計の職員の人事院勧告に伴う期末手当の減額と共済掛金の掛け率の変更などによる補正でございまして、補正額は12万3千円で、財源につきましては、全額一般会計繰入金でございます。

ご審議方、宜しくお願い致します。

（議長）

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第5号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）について、

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第8、議案6号、令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第6号、令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算第2号についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、令和2年人事院勧告等に基づく期末手当の減額や、会計年度任用職員の増員等に伴う人件費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ235万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,383万円とするものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」(補足説明)

おはようございます。(「おはようございます」の声)

議案第6号、令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

議案書41頁、補正予算構成表をお開き下さい。特別会計職員の人事院勧告に伴う期末手当と会計年度任用職員増員に伴う変更になるによる補正でございます。補正額は235万2千円で、財源は地域支援事業繰越金と一般会計からの繰入金です。

ご審議方、宜しくお願いいたします。

(議長)

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第6号、令和2年度江差町介護保険費特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第9、議案第7号、令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第7号、令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算第2号についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、令和2年人事院勧告等に基づく人件費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,763万6千円とするものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

総務課長。

「総務課長」(補足説明)

それでは、私の方から説明をしたいと思います。

議案第7号、令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算につきまして、説明を申し上げます。

議案書の57頁、予算構成表をお開き下さい。先程、一般会計でも説明がございましたとおり、公共下水道事業特別会計につきましても同様に人事院勧告に伴います期末手当の減額と共済掛金の掛け率の変更による補正でございます。職員人件費等3万5千円を減額するものでございます。財源内訳につきましては、全額その他特定財源となるものでございます。

以上、宜しくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第7号、令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第10、議案第8号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第8号、工事請負契約の締結についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5千万円以上の工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、契約の目的、令和2年度水堀排水機場長寿命化対策工事、契約の方法、指名競争入札、契約の金額9,372万円、契約の相手方、札幌市清田区平岡9条1丁目1番6号、旭イノベックス株式会社、代表取締役、星野幹宏、でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願いします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議案第8号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第11、議案第9号、財産の取得についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

「町長」(提案理由)

議案第9号、財産の取得についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格が700万円以上の財産を取得するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、取得する財産、児童及び教員の学習用端末整備、タブレット端末一式296台、契約の方法、指名競争入札、契約の金額1,677万2,800円、契約の相手方、檜山郡江差町字愛宕町192番地、浜商店、浜慎一郎でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第9号、財産の取得について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第12、議案第10号、財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第10号、財産の取得についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、契約価格が700万円以上の財産を取得するため、議会の議決を求めるもので

ございます。

内容につきましては、取得する財産、生徒及び教員の学習用端末整備、タブレット端末一式166台、契約の方法、随意契約、契約の金額1,177万円、契約の相手方、檜山郡江差町字本町6番地、株式会社、栄電社、代表取締役、池内卓也でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第10号、財産の取得について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

以上で、本臨時会に付議された議件については、全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和2年第5回江差町議会臨時会を閉会いたします。

皆さん大変ご苦労さんでした。

閉会 10時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議 長

署名議員

署名議員